

穴埋め問題（解答）

第1章 労務管理

1. 労働基準法とは

労務管理が行われる上で、最も重要な法律は（労働基準法）です。この法律は、（労働者の保護）を目的とした法律であり、「労働条件の（最低基準）」を定めたものです。

労働基準法第3条は、労働条件面での（国籍）による差別を禁止しており、外国人も日本人と同様に労働基準法が適用されます。

=【P1】=

2. 休憩（労働基準法第34条）

休憩については、労働基準法で次のように定めています。

労働時間が（6）時間を超える場合は、少なくとも（45分）、8時間を超える場合は少なくとも（1時間）の休憩時間を労働時間の（途中）に与えなければならない。

休憩時間は、原則として（一斉に）与えなければならない。

（使用者）は、休憩時間を（自由に）利用させなければならない。

=【P2】=

3. 農業の労働時間等の適用除外について(労働基準法第41条)

農業は、労働基準法上、労働時間、(休憩)、(休日)、とこれらに係る事項が適用除外となっています。すなわち、(法定)労働時間は、農業には適用しません。たとえば、(使用者)は、労働者に対して休憩時間を除き、1日に(8時間)を超えて労働させてもかまいませんし、同じように1週間に(40時間)を超えて労働させることも問題ありません。

また、農業において労働者には、休憩時間を与えずに働かせても(差し支えありません)し、農業において使用者は、労働者に対して毎週少なくとも(1回)の休日を与えなくても法律上、差し支えがありません。

=【P3】=